

令和 3 年 6 月 8 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K13599

研究課題名(和文) 地方自治における住宅コミュニティの位相：日英米の比較研究

研究課題名(英文) The Role of Residential Communities in Local Government: A Comparative Study

研究代表者

板持 研吾 (ITAMOCHI, Kengo)

神戸大学・法学研究科・准教授

研究者番号：20632227

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：集合住宅(マンション)や住宅団地では、希少な土地や高価な設備などを共同使用することで、個々の住宅所有者が個別の住宅を保有するよりも大きな利益を享受しうが、他方で他の住宅所有者との間の一定の協働が必要であり、場合によっては法的な強制力を伴った集会的決定も必要となる。そして、こうした住宅コミュニティが、共用道路などの基本的インフラの提供・維持も担う場合、その機能は地方自治のそれに近づく。

本研究は、このような住宅コミュニティに関する法的規律の日英米の比較を行うことにより、地方自治それ自体についての日英米の共通性と差異を明確にした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の直接的な意義として、日本で多くの集合住宅が建替えや修繕等を必要としつつ人口減少にともなって住宅需要が低下していく中で、そもそも集合住宅等の住宅コミュニティの集会的管理に係る法的規律を英米の事情と比較しつつ検討したことがある。そもそも新築住宅の保有を促進する政策が続いているなどのより大きな問題も無視できないものの、具体的な内部規律を見直す必要はある。

間接的な意義として、日本の法学において英米の不動産法の研究はあまり盛んでなかったところ、ここを補うメリットを認めることができる。

研究成果の概要(英文)：Residential communities play some public roles which local authorities traditionally have been doing. Some condominiums in the United States, for example, have their own roads, parks, utilities and other infrastructure and levy money for such facilities and services from unit-owners in the community. They can legally have collective decision-making structures to bind objecting, minority unit-owners. This can be regarded as a variant of local government. This project aims to research laws and practices of such residential communities by comparing Japan, the United Kingdom and the United States. Each jurisdiction has its own legal rules for the communities, partly because of the difference in general property law. For example, a community can bind the new homeowner who purchases a home therein to pay periodical assessments in the US; whereas in the UK they cannot do the same thing by allocating freeholds to the members so they have been using leaseholds, though some push the reform.

研究分野：英米法

キーワード：英米法 アメリカ法 イギリス法 住宅 物権 団体 比較法 地方自治

1. 研究開始当初の背景

20世紀から引き続いてマンション等の集合住宅や住宅団地として開発された住宅コミュニティにおける居住は増え、一般化してきた。そればかりか、程度は法域により異なるものの、そうしたコミュニティの多くは、一方で共用の財産や設備を保有することで独立した戸建住宅の所有では経済的に支弁できない便益(たとえば団地やマンションに併設される公園などの利用)を享受できるが、他方で公的な機能を担わされる場面も増えている(たとえば日本でも学校建設等の費用を賄うために開発計画の許可にあたって一種の協力金を自治体などが支払わせる運用が争われた裁判例もある)。程度の差はあれども、広義には自治体などが公的に供給すべき公共財について、自ら設営や管理をしたり、サービスを提供する自治体等に対して金銭を納入する負担を特別に課されたりする場面があるといえるのである。

また、そうしたコミュニティはそのコミュニティ全体に関わる集合的決定をしなければならない場面もある(特に利害対立が先鋭化する場面としてマンションの建替えなどで工事中の一時退去や高額な負担金が挙げられる)。こうした集合的決定に拘束力を認めて実効性を与える必要と、反対少数者の財産権や生活の保護の必要とが対立しうる。集団において拘束力ある集合的決定を行う仕組みは、たとえば株式会社における株主総会決議など広く民事法上の法人にも見られるものの、住宅コミュニティにおける決定は次元の異なるインパクトを反対少数者に及ぼしうる。すなわち、第一に、住宅という個人レベルではしばしば大きな割合を占める資産に対して直接に影響を与える決定になりうる点で経済的な影響が大きい。そればかりでなく、第二に、(特にアメリカのように)住宅コミュニティ内での生活の行動規律をも広く課しうる場合には、私生活における個人の行動の自由を侵蝕することにもなる。極端な場合には、憲法の保障する幸福追求の権利やプライバシーといった基本権を「多数派が少数者の利益を無視して侵害する」という状況に近づく。

以上から、住宅コミュニティを広く地方自治という文脈において捉え直すことが必要であるとの問題意識を獲得するに至った。このことは、従来地方自治やその制度が、主に中央政府と対置される地方公共団体の自治権やその運用の実効化という観点から検討されることが多かったことに鑑みると、既存の地方自治研究に私法上の組織における地方自治的機能の実現に関する研究を加えることになると見込まれた。

また、住宅や土地は、日本では都会への人口集中と少子化に伴う人口減少などの影響から空き家問題や所有者不明土地問題も顕在化しており、持続可能な住宅運営それ自体は日本社会の喫緊の課題である。その前提として、現実にも多くの人が生活する住宅コミュニティにおける内部規律に関する検討を深める必要は大きい。

2. 研究の目的

1. に見た背景を受けて、住宅コミュニティに関する民事的な制度が特に上手く機能しているように見えるアメリカおよびイギリスの制度を、住宅コミュニティ制度や地方自治制度の前提をも含めて日本のそれと比較し検討し、積極的提言を行うことを目標とした。

かくして本研究は、住宅コミュニティは實際上地方自治の最小単位を担っていることに着目して、地方自治の中にこうした住宅コミュニティが占める位置を日英米の比較研究を通して、その現在ある姿を明らかにし、また今後あるべき姿を探ることを目的とした。その中でも特に、そのような住宅コミュニティがどのような権限を持っているか、何をもってそのようなコミュニティのメンバーを構成するか、団体組織としてのガバナンスはどのような仕組みがとられているか、を法的な観点から調査検討することとした。また、こうした具体的研究の前提として、各研究対象国の物権法(土地ないし不動産に関する所有・保有や用益・使用に関する法制。これらの権利に関する登記の制度を含む)と、住宅に関する各種公法的規制や地方自治法やこれらにどのような憲法上の規律が及ぶかといったことを広く研究することとした。

3. 研究の方法

以上の目的を達成するためには、議会制定法や裁判例に現れる静的な法ルールを確認することはもちろんのこと、それに加えて実際にどのように住宅コミュニティの運営が行われているかということを実態調査し、それに基づく日英米比較を行うことが望ましい。そこで本研究は、日本だけでなくイギリスとアメリカでもフィールドワークを行って、現地の関係者などへの聞き取り調査などを経て実態も明らかにすることが計画された。なお、この点、アメリカについてはかつて研究代表者が在外研究を行った際の蓄積を活かすこともでき、同様の調査をイギリスについても加えることが目指された。

そして実際に本研究期間の後半にはイギリスでの在外研究の機会を得ることができ、3年度目(2019年)には文献調査を行い、フィールドワークの準備を進めていた。しかし、2019年度の末から新型コロナウイルスの世界的流行を受けて、フィールドワークを実現することは困難

ないし不可能となってしまう。研究期間を少々延長したぐらいでは状況は改善しないと見込まれたため、研究方法のうち、フィールドワークは断念せざるをえなかった。

そのため、イギリス法に関する研究は主として文献による方法のみに頼ることとなった。法学研究に伝統的な、法学論文等の学説や裁判例、各種制定法や立法資料などを参照し、現実の法制度のあらましや立法経緯や目的などを明らかにすることとした。

4. 研究成果

研究期間の前半に、本研究着手前からかなり踏み込んだ検討を進めていたアメリカ法に関する研究を深め、成果を公表した。具体的には、不動産法の前提について「アメリカ不動産取引法概説」神戸法学雑誌 67 巻 3 号 203-253 頁（2017 年）を公表した上で、「住宅コミュニティと法(1)-Common Interest Community をめぐるアメリカ法の検討」同 68 巻 3 号 1-36 頁（2018 年）や「アメリカにおける住宅コミュニティの内部規律」比較法研究 80 号 278-281 頁（2018 年）（なお、これは 2018 年に比較法学会で行った同題目の個別報告を元にしたものであり、学会での成果報告も行った）「アメリカにおける放棄された財産の有効活用」アメリカ法 2018-2 号 189-215 頁（2018 年）（同じく 2018 年の日米法学会で行った同名の報告を元にしたものである）などにより、本研究のアメリカ法研究部分を公表した。一言で言えば、アメリカではコミュニティ内の不動産の所有権にそのメンバーシップを紐付ける形で団体を法的に構成し、集合的決定についても法的拘束力を認める形で運用されるのが一般的になっている。具体的には物的約款（real covenant）という物権法上の制度を利用する。すなわち、土地所有権の譲渡時に作成する証書（deed）内に当該土地に関連する具体的な権利義務を記載して登録しておけば、その後同土地を取得した新たな所有者にも法的拘束力が及ぶと法制度であり、CIC のメンバーになることやその決定に拘束されること、あるいは CIC のための毎月の会費の支払い義務を負うことなどを定めて登記する。しかも団体全体の規律についてはそれ自体独立の証書（法人の定款のようなもので、declaration などと呼ばれる）を登録しておき、個別の住宅の証書においてはこれを引用するという方法で権利義務を紐付けることによって、団体それ自体の規律の画一性も担保される。こうした物権法上の制度を基点として住宅所有者の団体が、多数決等の手続によって法的に拘束力を有する決定を行えることとしているのである。そのため、アメリカでは一方で実効的な集合的決定がしやすくなっているが、他方で少数者の権利をいかにしてきちんと保護するかが問題となっている。場合によっては憲法上の保護を及ぼすことによって意に反する多数派の決定に抗えるようにすべきではないかと言った主張も見られる。

研究期間の後半には、イギリスでの在外研究の機会を得たこともあり、イギリス法を対象とする研究に主として取り組んだ。3. に述べた理由から、コロナ禍のために研究に大幅な支障が出てしまい、かつ延長による先延ばしは現実的でない判断したため、研究方法として文献による法制度の調査検討が中心となった。コロナ禍は研究時間を減らすような各種負担も招いたため、公表には至れておらず、今後研究成果の公表を進めていきたい。日本法に関する部分も同様である。

論文等の形では未公表ながら、イギリス法に関する研究成果の概要は次のとおりである。まず、イギリス法においてはアメリカの住宅コミュニティ（Common Interest Community = CIC）を支える法制度である物的約款について、これはイギリス法の制度をアメリカ各州が継受したものであるにもかかわらず、イギリスではアメリカと大きく条件が異なる。すなわち、アメリカでは CIC 運営に関する積極的な義務（たとえば CIC の決定に従う義務や団体へ会費を支払う義務）をもメンバーに負わせることができる。しかしイギリスではこうした積極的義務を内容とする物的約款は認められておらず、消極的な義務（たとえば 4 メートルを超える建物を取引対象地上に建設してはならない義務）を内容とする制限的約款（restrictive covenant）としてしか使うことができない。そのため、積極的な義務を内容とする定期不動産権（leasehold）を販売して、実質的に同じような住宅コミュニティの運営のための義務を課す運用などが行われてきた。定期不動産権とは、期間の定まった不動産権であって、日本の賃貸借に似た比較的短期の期間設定も可能であるが、不動産所有権に近い運用を狙った 99 年や 125 年などの長期の設定もあり、典型的な住宅コミュニティである集合住宅（flat）ではこうした長期の設定が一般的である。しかし、定まった期間の権利であるから、期間満了時には別の主体が土地の権利主体となり、これを賃貸人（landlord）というが、借地借家の問題で普遍的に生じるような問題が不可避的に生じている。たとえば、更新料が不合理に高額である、建物の保守管理や修繕などが充分に行われていない、売却しようと思っても時間とコストがかかる、といった問題が指摘されてきた。これらは住人たる当事者が当該住宅を所有していない（厳密には leasehold としての保有に留まり、freehold として保有していない）からこそ生じる問題であり、leasehold のせいで生じる不都合であると言われてきた。こうした制度の不備を改善するため、Commonhold and Leasehold Reform Act 2002 により新たに commonhold という制度を設けてアメリカの CIC 型の住宅コミュニティを設定しやすくしたが、不動産開発会社等の実務運用などが変わらず leasehold を使い続けていて commonhold は利用が進まなかった。こうした状況を受けて法改革の調査提言のための政府機関である Law Commission は 2018 年に調査報告書を示し、2020 年 7 月にもより抜本的な改革提言の報告書が示された。これらの提言のうち、少なくとも leasehold 保有者による freehold 取得ないし leasehold 更新（延長）の権利強化に関する部分についてイギリス政府も法改正に向け

た動きをとるとの意見を表明したが、現在のところまだ立法には至っていない。また、Commonhold 制度の改革提言についてはまだ政府の反応がなく、いずれも今後の動きを注視する必要がある。以上から、イギリスではその物権法上の制度の不備から住宅コミュニティの運営が必ずしも上手くいってこなかったことが指摘でき、住宅コミュニティの保守管理や修繕は賃貸人や賃貸人から外注を受けた管理業者によるサービスの質によっており、またより公共的な機能は伝統的な地方自治体やチャリティ（公益信託など）によって果たされる割合が大きいと言える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計23件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2018-2
2. 論文標題 アメリカにおける放棄された財産 (abandoned property) の有効活用	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 189-215
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2208
2. 論文標題 デラウェア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一回 主要法源と手続全体の流れ (1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 33-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2209
2. 論文標題 デラウェア州会社判例理解のための手続法的基礎 第二回 主要法源と手続全体の流れ (2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 68-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2210
2. 論文標題 デラウェア州会社判例理解のための手続法的基礎 第三回 保全段階 (1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 70-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2211
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第四回 保全段階(2) 例解	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 129-131
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2212
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第五回 訴答段階(1) 連邦	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 48-50
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2213
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第六回 訴答段階(2) デラウエア州衡平法裁判所	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 50-51
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2214
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第七回 訴答段階(3) クラス・アクションと訴答・和解	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 60-63
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2215
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第八回 訴答段階(4) 例解	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 72-74
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2217
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第九回 ディスカバリー段階(1) ディスカバリーとサマリー・ジャッジメント	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 75-77
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2218
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一〇回 ディスカバリー段階(2) 例解	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 62-65
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2220
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一一回 トライアル段階 トライアルと判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 54-56
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2221
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一二回 第一審判決後の段階(1) 連邦	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 52-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2222
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一三回 第一審判決後の段階(2) デラウエア州	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 52-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 2223
2. 論文標題 デラウエア州会社判例理解のための手続法的基礎 第一四回・完 第一審判決後の段階(3) 判決の他州での効力	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 42-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 1
2. 論文標題 【書評】Ulrike Babusiaux and Mariko Igimi (eds), Messages from Antiquity: Roman Law and Current Legal Debates	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ローマ法雑誌	6. 最初と最後の頁 89-162
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14989/ARK_1_89	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 熊代拓馬	4. 巻 81
2. 論文標題 株主による法の実現と濫訴の抑制の均衡 米国のM&A訴訟と弁護士費用の負担	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 245-274
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 67(4)
2. 論文標題 アメリカの「規制による収用」を巡る最近の動向 : 合衆国最高裁Murr v. Wisconsin 判決	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 187-218
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81010252	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 68(3)
2. 論文標題 住宅コミュニティと法(1) : Common Interest Communityに関するアメリカ法の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 1-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81010633	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 80
2. 論文標題 アメリカにおける住宅コミュニティの内部規律	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 278-281
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾・行岡睦彦	4. 巻 68(1)
2. 論文標題 倒産手続における優先順位からの逸脱に関する一考察 : Czyzewski v. Jevic Holding Corp. 判決を題材として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 193-231
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81010438	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 67(3)
2. 論文標題 アメリカ不動産取引法概説	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 203-253
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81010050	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板持研吾	4. 巻 67(4)
2. 論文標題 アメリカの「規制による収用」を巡る最近の動向 合衆国最高裁Murr v. Wisconsin判決	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 187-218
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24546/81010252	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件(うち招待講演 0件/うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Kengo Itamochi
2. 発表標題 Equitable Interest and Transfer of Trusted Land: A Comparative Study
3. 学会等名 Tokyo Cambridge Seminar for Law and Classics (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 板持研吾
2. 発表標題 アメリカにおける住宅コミュニティの内部規律
3. 学会等名 比較法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 板持研吾
2. 発表標題 アメリカにおける遺棄（放棄）された財産（abandoned property）の有効活用
3. 学会等名 日米法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kengo Itamochi
2. 発表標題 Japan's Reform in Progress of Law of Property Act and Land Registration Act Unidentifiable Owners' Land and its Lessons
3. 学会等名 Tokyo Cambridge Seminar for Law and Classics (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kengo Itamochi
2. 発表標題 Abandoned Land Problems and Reform of Land Law Examples of Japan and Scotland
3. 学会等名 Tokyo Edinburgh Seminar for Law and Classics (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 板持研吾
2. 発表標題 アメリカの「規制による収用」を巡る最新状況
3. 学会等名 神戸大学公法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岩田 太、会沢 恒、高橋 脩一、板持 研吾	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 300
3. 書名 基礎から学べるアメリカ法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------